

店頭暗号資産証拠金取引説明書【LIGHT FX コイン】(新旧対照表)

(下線部分変更)

改訂後	現行
<p style="text-align: center;">店頭暗号資産証拠金取引説明書 【LIGHT FX コイン】</p> <p>(省略)</p> <p><b>本件暗号資産CFD取引のリスク等重要事項について</b>                      本件暗号資産CFD取引は、暗号資産現物の受渡しを行わず、事前取引金額の一部を証拠金として当社に預託したうえで暗号資産の先物取引を行うものであり、売却又は買戻しをした際に、売買価格差等に相当する金銭を授受することのみにより決済する差金決済取引です。                      その取引の仕組みやリスクについては本説明書及び別途交付する「店頭暗号資産証拠金取引約款【LIGHT FXコイン】」等を十分に読み、それら内容を理解し、かつ承諾する必要があります。</p> <p>1.～8. (省略)</p> <p>9. 当社は、お客様の相手方となって取引を成立させます(相対取引)。一方で、当社はお客様との取引から生じるリスクの減少等を目的とし、カバー取引を次の業者と行っています。したがって、カバー取引先の信用状況によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があり、お客様が損失を被る危険性があります。下記のカバー取引先はお客様が行う本件暗号資産CFD取引において、お客様の取引の相手方となるものではなく、お客様の証拠金や当該取引から発生しうる損失、その他お客様の取引の内容もしくは決済又は精算、あるいは当社のお客様に対する債務について、何ら責任を負うものではありません。                      LMAX Broker Limited (金融商品取引業:英金融行為監督機構)                      SBI VCトレード株式会社(金融商品取引業:日本金融庁)                      Stratos Markets Limited (金融商品取引業:英金融行為監督機構)</p> <p>10. (省略)</p> <p><b>本件暗号資産CFD取引のリスクについて(省略)</b></p> <p>本取引システムを利用した本件暗号資産CFD取引にかかるリスクについて(省略)</p> <p>ハードフォークに関する対応方針(省略)</p> <p><b>本件暗号資産CFD取引の仕組みについて</b></p>	<p style="text-align: center;">店頭暗号資産証拠金取引説明書 【LIGHT FX コイン】</p> <p>(省略)</p> <p><b>本件暗号資産CFD取引のリスク等重要事項について</b>                      本件暗号資産CFD取引は、暗号資産現物の受渡しを行わず、事前取引金額の一部を証拠金として当社に預託したうえで暗号資産の先物取引を行うものであり、売却又は買戻しをした際に、売買価格差等に相当する金銭を授受することのみにより決済する差金決済取引です。                      その取引の仕組みやリスクについては本説明書及び別途交付する「店頭暗号資産証拠金取引約款【LIGHT FXコイン】」等を十分に読み、それら内容を理解し、かつ承諾する必要があります。</p> <p>1.～8. (省略)</p> <p>9. 当社は、お客様の相手方となって取引を成立させます(相対取引)。一方で、当社はお客様との取引から生じるリスクの減少等を目的とし、カバー取引を次の業者と行っています。したがって、カバー取引先の信用状況によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があり、お客様が損失を被る危険性があります。下記のカバー取引先はお客様が行う本件暗号資産CFD取引において、お客様の取引の相手方となるものではなく、お客様の証拠金や当該取引から発生しうる損失、その他お客様の取引の内容もしくは決済又は精算、あるいは当社のお客様に対する債務について、何ら責任を負うものではありません。                      LMAX Broker Limited (金融商品取引業:英金融行為監督機構)                      SBI VCトレード株式会社(金融商品取引業:日本金融庁)  <u>Forex Capital Markets Limited (金融商品取引業:英金融行為監督機構)</u></p> <p>10. (省略)</p> <p><b>本件暗号資産CFD取引のリスクについて(省略)</b></p> <p>本取引システムを利用した本件暗号資産CFD取引にかかるリスクについて(省略)</p> <p>ハードフォークに関する対応方針(省略)</p> <p><b>本件暗号資産CFD取引の仕組みについて</b></p>

当社が提供する本件暗号資産 CFD 取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び暗号資産取引業協会の規則を遵守しています。

■本件暗号資産 CFD 取引について(省略)

### ■本件暗号資産 CFD 取引の概要

1.～6. (省略)

#### 7. 取引制限

当社は、お客様が行う本件暗号資産 CFD 取引が次のいずれかに該当した場合、お客様にご連絡をさせていただく場合があります、取引状況によっては本件暗号資産 CFD 取引を制限できるものとします。

(1)お客様が申告された投資可能金額と、お客様が行う本件暗号資産 CFD 取引における損失額及び入出金金額等を比し、その結果、損失額及び入出金金額等が投資可能金額を超えた場合

(2)お客様が申告された投資可能金額と、お客様が行う本件暗号資産 CFD 取引における入出金回数及び取引回数等を比し、その結果、投資可能金額に見合わない回数  
の入出金及び取引等を行っている当社が判断した場合

(3)当社にて、お客様の行う本件暗号資産 CFD 取引を一定期間確認できなかった場合

(以下省略)

令和5年11月4日 改訂

以上

当社が提供する本件暗号資産 CFD 取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び暗号資産取引業協会の規則を遵守しています。

■本件暗号資産 CFD 取引について(省略)

### ■本件暗号資産 CFD 取引の概要

1.～6. (省略)

#### 7. 取引制限

お客様から申告いただきました投資可能金額と、お客様が行う本件暗号資産 CFD 取引における損失額及び入出金金額等を比し、その結果、損失額及び入出金金額等が投資可能金額を超えた場合、当社からお客様に対しご連絡させていただく場合があります。また、お客様から申告いただきました投資可能金額と、お客様が行う本件暗号資産 CFD 取引における入出金回数及び取引回数等を比し、その結果、投資可能金額に見合わない回数  
の入出金及び取引等を行っている当社が判断した場合、当社からお客様に対しご連絡させていただく場合があります。なお、取引状況によっては、本件暗号資産 CFD 取引を制限させていただく場合があります。

(以下省略)